

八王子市立由木中央小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法(H25)
 - いじめ防止等のための基本的な方針(H29 改定)
 - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29)
 - 不登校重大事態に係る調査の指針(H28)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例(H26)
 - 東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)
 - 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例(H29)
 - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立由木中央小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識をもち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- 今年度の重点項目
いじめ認知のための支援タイムと学校いじめ対策委員会の両輪でいじめの未然防止と早期発見・対応・解決までの取組を組織的に行っていく。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

個々の課題や友達関係で抱える問題、家族とのつながり方など、一人一人の背景となるものが複雑に絡み合った中で子どもたちは生活している。学校の教育活動を通じた学び、ケースに応じた組織的な対応、教師の子どもの適切な見取りの三点を柱にして、いじめ防止に関わっていくことが大切である。「健康・安全・人権なくして教育なし」の学校経営理念の根幹にかかわる教育課題であることを認識して、学校全体でいじめ防止等に向けた課題に取り組んでいく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 15時00分から(いじめ認知のための支援タイム)
毎週火曜日 9時35分から(学校いじめ対策委員会)
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、及び学級担任、養護教諭、SC、SSW(月1回)
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを担う。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- (0)「いじめアンケート」や「子ども見守りシート」により、児童の異変を察知する。
- (1)いじめとみられる事案があった場合、すみやかに聞き取り、状況確認を行う。
- (2)いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3)いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4)重大事態として扱われるべきと判断される場合は、警察や関係機関、また市教育委員会と連携して対応する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月3日「学年別いじめ防止スローガンの検討」
- 4月3日「いじめへの組織的な対応」「重大事態の理解と対応」
- 4月「学校いじめ対策委員会 Co 向け動画研修の全教員視聴」
- 8月25日 小中一貫教育グループ3校合同 いじめ防止研修
- 1月7日「事例に基づくワークショップ」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ・いのちの大切さを共に考える月間での全学年実施を含む、各学期計3回の授業実施
- ・弁護士による「いじめ予防授業」(6年生)
6年生は学んだことをまとめ、5年生に伝える。
- ・「いじめ行動の座標分類」等を活用し、いじめにつながる行動について考えさせる。

SOS の出し方に関する授業

- ・いのちの大切さを共に考える月間において、本校では毎年5年生が実施する。自分がつらい気持ちになったとき、誰に相談したらいいのか、また、つらい気持ちを減らす方法を考えていく。
- ・体育科の保健領域「心の発達」において不安や悩みへの対処方法を指導する。

いのちの大切さを共に考える月間の取組

- ・全校朝会で校長による講話
- ・東京三弁護士会多摩支部によるいじめ防止授業
- ・弁護士によるいじめ防止の授業で学んだ子供たちによる他学年への伝達
- ・助産師による「いのちの授業」
- ・全学年における「いじめ防止授業」と、小学校在学中に必ず行う「SOS の出し方に関する授業」の実施

児童の自己肯定感を高める取組

- ・上級生のリーダーシップ、下級生のフロアーシップの意識を向上させ、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。(由木っ子タイム、委員会、クラブなど)
- ・キャリアパスポートの活用を通して、活動の振り返りをしたり、これからの自分の行動について考えるきっかけにしたりする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。